

やとありしかば、出る時には甥に候作十郎と申すものに、跡の事あづけ置て江戸に出、四日がほどに歸候と申、さあらば旅宿のつくのひも、そこばくならんはいかゞとありしに、私淺草なる旅屋にやどりしが、うちつゝき來り候にこそ、何事にやと問し故、事の由を語り候得ばあわれがりてその費を取らず、其上にいとも眞實にもてあつかひ候と申けり、近江守を初め諸司大に感じかゝるものを褒美あらば、おのづから徳化の一つならんと、そのよしを上達し、總兵衛は免されぬ事なれば、御ゆるされありがたし、姉崎に折から主なき田一町あまりありしを、口家一つをそへてたまひぬ、今よりは願ふ事なけれと有しに、市兵衛申けるは、淺からぬ御めぐみにて候へども、主の罪ゆるされん事をこそ年月願候に、其沙汰はなくて、某にかゝる御めぐみにうるほひ候まゝ、同じくは此田宅を萬五郎にくだしたび候ばやと、またなく乞ければ、いよ／＼其志をめで聞へて、又上達ありて、萬五郎には外の田宅を下したまひにけり、賤き民といへども、世にまれなる忠貞なりとて、林祭酒の文作りて、世にもひろごりしを、まのあたり見たりし。

〔鳩巣手簡聖〕鋸町住人桐木屋藤八、桐木商賣仕者にて候主人の妻子を養育仕候處、諸物高直して、とかく及餓死申體に付、其身股肉を伐、大根を以箱に入認候て、上に御本丸御用に書付、上野邊に捨置申に付、其趣、上江相達候處、内に鋸町桐木屋藤八と書付候間、御吟味之處、主人の妻子をはこくみ候へ共段々困窮最早可及餓死體に付、此度訴申度候得共、何を以私之眞實を可申顯様無御座候に付、幸肉厚く御座候故、股を切候て如斯仕候、何卒相應之金子被下、私義は肉厚く候間ためし物に被仰付候而も宜敷奉存候間、右之金子と私之胴をかへ申度願に而御座候由申上候得者、忠義之志御感被遊候而、金子三拾兩被下候趣、本書之通に而同町之者は、妻子之義不便を加へ養育可仕旨被仰渡、尤右之者、唯今之通彌奉公情に入申候由、

〔藝備孝義傳一島〕上林新八家來與右衛門